

仕 様 書

伏木海上保安部

1 概 要

本仕様書は、伏木海上保安部が調達する「軽油（免税）買入（伏木富山港ミニローリー）」について、その仕様を定めるものである。

2 契約件名

軽油（免税）買入（伏木富山港ミニローリー）

3 品目、規格及び予定数量等

品 目	規 格	単 位	予定数量	備考
軽油（免税）		リットル	22,100	

※燃料規格は、JIS K2204（軽油）に規定する品質による。

4 納入期限

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 納入場所

伏木富山港停泊中の海上保安庁所属船舶

6 搭載方法

ミニローリー

7 仕 様

- （1）予定数量は、予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
- （2）契約者（以下「乙」とする）は、伏木海上保安部管理課担当官（以下「担当官」という）から燃料油の数量、納入日時、場所及び船舶を指定し発注があったときはこれに応じて納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、P S型巡視船、巡視艇、搭載艇については深夜（22：00～05：00の間）の納入は指定しない。
- （3）発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が夜間又は休祝日である場合は、可能な限り〔直前の平日正午〕までに発注を行うものとする。
- （4）夜間（17：00～08：30の間）及び休祝日の積込みについては、積込割増料金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。休祝日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（上記に掲げる日を除く。）とする。
- （5）搭載時は、関係法令等を遵守するとともに、法令により所轄消防署への申請手続きが必要となる場合は、乙は当手続きを行うこととし、当該費用は第九管区海上保安本部が負担すること

とする。

- (6) 第九管区海上保安本部長が検査を命じた職員（以下、検査職員という）から燃料油類の試験性状成績書及び出荷証明書等の検査に必要な書類の提出を求められた場合は、速やかに応じること。
- (7) 船員労働安全衛生規則に基づき、請負者は燃料搭載時に安全データシート（SDS）を納入先船艇に交付すること。
- (8) 1回の搭載量は、原則1,000L未満とする。

8 検 査

納入の完了は、第九管区海上保安本部長が検査を命じた職員の検査合格をもって完了とする。

9 その他

- (1) 本契約は、単価契約とする。（入札等は予定合価で見積もること。）
- (2) 契約者は、1ヵ月分の納入代金をとりまとめて第九管区海上保安本部総務部長に請求するものとする。
- (3) 本契約の支払いは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (4) 仕様内容に疑義が生じた場合は、担当官と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (5) 契約に関する一般的事項については、「第九管区海上保安本部入札・見積者心得書」によるものとする。
- (6) 本契約は、令和8年度予算の成立を条件とし、契約の通知は予算成立日以降に通知することとする。（暫定予算含む）